



青森県報

第十九百九十九号 平成十四年三月二十一日(金曜日)

田 次

規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則………(税務課)…】

訓 令

○青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令………(人事課)…】

告 示

○家畜伝染病検査の実施……………(畜産課)…】

○右 同……………(畜産課)…】

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所)…】

(土木事務所)…】

○右 同……………(八戸事務所)…】

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(企画安全課)…】

公営企業

○青森県公営企業職員公営規程の一部を改正する規程……………(公営企業局)…】

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県規則第十三号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第十六号様式のもの、即ち「身体障害者福祉法第4条に規定する」、「(保健体育科目の実技又は公認の課外活動(その一環として行う競技を含む。)のため利用する者に限る。)」及び「(当該生徒又は学生の指導のために利用する者に限る。)」を並びに改正する。

青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のとおり改正する。
 ○家畜伝染病の発生……………(同)…五
 ○家畜伝染病検査の実施……………(同)…五
 ○土地取用法による事業の認定……………(監理課)…六

公 告

に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓令

青森県訓令甲第一号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県臨時の任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「範囲内の」を「範囲内で一年を超えない」に改める。

第五条第一項中「室長」の下に「チーフリーダー」を加え、「出納局にあつては」を「政策推進室にあつては政策審議監と、出納局にあつては」に改める。

第六条第二項中「任用伺（第一号様式）により主管部長の回議を経て人事課長に合議した後、」を「予算執行権者が」に、「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同条第四項中「主管部長」を「予算執行権者」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、「知事」の下に「及び主管部長」を加える。

第八条第一項中「第四号様式」を「第三号様式」に改める。

第九条中「第六号様式」を「第五号様式」に、「主管部長」を「予算執行権者」に改める。

第十五条中「主管部長」を「予算執行権者」に、「第七号様式」を「第六号様式」に改め、「知事」の下に「及び主管部長」を加える。

第二号様式を削る。

第三号様式中「部長」を「（予算執行権者）」に改め、同様式を第二号様式とする。第四号様式中「部長」を「（予算執行権者）」に改め、同様式を第三号様式とする。第五号様式中「年齋」を「生年月日」に改め、同様式を第四号様式とする。第六号様式を第五号様式とする。

第七号様式中「部長」を「（予算執行権者）」に改め、同様式を第六号様式とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

告示

青森県告示第百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月二十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査及び結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的
ヨーネ病発生予防のため二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している八か月齢以上の肉用雌牛であって家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）
- 3 実施区域内で飼育している牛であって、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬であって、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 実施の目的
馬伝染性貧血発生予防のため二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれららの馬と同一施設内で飼育している馬
- 3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）による競馬に出場する馬

四 実施の期日

平成十四年三月二十一日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

一 実施の目的
馬パラチフス発生予防のため二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している八か月齢以上の肉用雌牛であって家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九
- 3 実施区域内で飼育している牛であって、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 4 実施の期日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十二日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十二日 青森県知事 木村守男

一 実施の目的
みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育しているみつばちであって、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオースキーブ発生予察のため

平成十四年三月二十二日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的

オースキーブ発生予察のため

二 実施する区域
青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百十三号

青森県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

五 指定する日

が指定する日

青森県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次とのとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病

及び牛流行熱発生予察のため

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛であつて、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

五 指定する日

が指定する日

青森県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次とのとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリニア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛であつて、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十四年四月一日から同年十月二十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はプアオン

青森県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同法第四項の規定により公示する。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

病家の畜伝染 病の種類	種家畜 類	患畜 の疑似 別似	頭數
ヨーネ病	牛	患 畜	二
			所二の一〇五
			下北郡東通村大字自名字大
			平成四・三・六
			年月日生

青森県告示第百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社フジクリーン青森
二 代表者の氏名 嶺岸 芳徳

三 主たる営業所の所在地 青森市富田二丁目一九の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般一〇）第一六五二九号

五 取消年月日 平成十四年三月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

七 土木、石、は装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

八 取消しの原因となつた事実
平成十四年三月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月二十二日

青森県知事 木 村 守 男

一 青森県弘前市大字樋木字富岡地内
二 使用の部分
三 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
弘前市役所下水道総務課

一 商号又は名称 有限会社東北住建
二 代表者の氏名 木村 彰浩
三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字中町七の三
四 許可番号 青森県知事許可（般一九）第一五九三六号
五 取消年月日 平成十四年三月二十二日
六 取消しに係る建設業の許可
大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許

可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年三月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月二十一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR・チキチキマシンJ	株式会社平和
同 右	CR・チキチキマシンK	同 右
同 右	CR・チギリライオーリーR1	株式会社藤商事
同 右	CRミラクルマウスS	株式会社ソフィア
同 右	ミラクルマウスSV	株式会社ダイドー

公 営 企 業

公 営 企 業

同 右	CRモンスターマンション2	株式会社竹屋
同 右	ミニスカボリスFX	株式会社大一商会
同 右	ゴーストショック2	サミー株式会社
同 右	回胴式遊技機	

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年三月二十一日

青森県知事 木村守男

青森県公営企業職員公舎規程第一号

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員公舎規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表窪田公舎の項中「九千三百円」を「八千四百十円」に、「八千三百九円」を「七千五百円」に、「九千七十円」を「八千三百円」に、「八千八百円」を「九百六十円」に、「九千五十円」を「八千八百四十円」に、「五千六百六十円」を「五千三百円」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・发行人
定価小口一枚二付十七円八十五銭	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	